

第 I 章 基本構想で定める「自治体経営の 基本的な考え方」に基づく取り組み (平成 28 年度)

■基本構想で定める「自治体経営の基本的な考え方」

1. 出産・子育て応援事業「ウエルカム ベビー プロジェクト
みたか」の実施
2. コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育 10 年
の取り組み
3. 認知症ガイドブック（ケアパス）の作成
4. 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ開設に向けた取り組み
5. 特定健康診査と大腸がん検診の同時実施
6. 「津島家寄託 太宰治資料展Ⅱ～師、友 そして「饗応婦人」
～」の開催
7. 庁内連携による養育費分担等啓発文書の作成と配布、相談
事業での活用

■基本構想で定める「自治体経営の基本的な考え方」

平成 13(2001)年 9 月に市議会で議決された「三鷹市基本構想」は、目標年次を平成 27(2015)年としていました。しかし、基本理念、基本目標及び高環境・高福祉のまちづくりを進める 8 つの柱と 31 施策に掲げる取り組みの方向性等については、引き続き有効であることから、目標年次を「おおむね平成 35 年度」に、計画人口を「おおむね 180,000 人」にするなど最小限の変更を行うこととし、平成 27 年 12 月の市議会で議決されました。

基本構想では、自治体経営の基本的な考え方として、以下の 5 つを示しています。

- 1 行政の役割転換
- 2 協働のまちづくりの推進
- 3 成果重視の行政経営システムの確立
- 4 柔軟で機動的な推進体制の整備
- 5 透明で公正な行政の確立

この第 I 章では、2016 市長表彰（179 ページ参照）を踏まえ、基本構想に掲げる自治体経営の基本的な考え方に基づく取り組みを掲載しています。

平成 28 年度は、「行政の役割転換」の考え方に即した「出産子育て応援事業（ウエルカム ベビー プロジェクト みたか）」、「認知症ガイドブック（ケアパス）」、「協働のまちづくりの推進」の考え方に即した「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育 10 年の取り組み」など、「三鷹市らしい取り組み」を引き続き推進しました。

なお、三鷹市全体の取り組みについては、第 II 章から第 IV 章の中で、「第 4 次基本計画（第 1 次改定）の達成状況」、「『各部の運営方針と目標』の達成状況」及び「新・行財政改革アクションプラン 2022 の達成状況等」として、概要及び取り組み状況等をまとめています。

◆平成 28 年度の主な「三鷹市らしい取り組み」

No.	三鷹市らしい取り組み	備考
1	出産子育て応援事業（ウエルカム ベビー プロジェクト みたか）の実施	2016 年市長表彰「最優秀賞」
2	コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育 10 年の取り組み	2016 年市長表彰「最優秀賞」
3	認知症ガイドブック（ケアパス）の作成	2016 年市長表彰「優秀賞」
4	三鷹中央防災公園・元気創造プラザ開設に向けた取り組み	2016 年市長表彰「市長特別賞」
5	特定健康診査と大腸がん検診の同時実施	2016 年市長表彰「優秀賞」
6	「津島家寄託 太宰治資料展Ⅱ～師、友 そして「饗応婦人～」の開催	2016 年市長表彰「優秀賞」

7	庁内連携による養育費分担等啓発文書の作成、配布及び相談事業の活用	2016 年市長表彰「優秀賞」
---	----------------------------------	-----------------

2016 年市長表彰は、2016 年 1 月から 12 月までを対象期間として審査しています。

◆平成 28 年度の三鷹市の主な出来事

年月	出来事
平成 28 年	杏林大学井の頭キャンパスオープン
4 月	みたか観光案内所来場者 20 万人達成
6 月	「津島家寄託 太幸治資料展Ⅱ ～師、友 そして「饗応夫人」～」開催 東京オリンピック・パラリンピック応援事業 三鷹市出身のトライアスロン高橋侑子選手を高山小児童が応援
7 月	リニューアルオープンした三鷹の森ジブリ美術館で新企画展示「猫バスにのって ジブリの森へ」開始
8 月	「三鷹市ごみ分別アプリ」配信開始 「三鷹市戦没者追悼式並びに平和祈念式典」開催
9 月	星と森と絵本の家来館者 25 万人達成 山本有三記念館開館 20 周年記念企画展「銀幕の有三文学」開催
10 月	天文・科学情報スペースがオープンから約 1 年で来館者 2 万人達成 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の開設 10 周年を記念し、にしみたか学園開園 10 周年記念式典開催
11 月	北野の里（仮称）まちづくりワークショップ開催 総合スポーツセンターのネーミングライツ・パートナーが決定 愛称は「SUBARU総合スポーツセンター」
12 月	三鷹市社会教育会館のつどい「グランドフィナーレ つなげよう未来へ！」開催 井の頭かんさつ会が「水・土壌環境保全活動功労者表彰」受賞
平成 29 年	設立 40 周年記念「三鷹市シルバー人材センター展」開催
1 月	三鷹の森ジブリ美術館来場者 1,000 万人達成
2 月	マイナンバーカードを使ったコンビニ交付本籍地サービス開始 天文・科学情報スペース来館者 3 万人達成
3 月	条例施行 10 周年を記念し「三鷹市自治基本条例ガイドブック」発行 ライフ・ワーク・バランスの PR を目的とした、ラッピングバスの運行開始

1 出産・子育て応援事業「ウエルカム ベビー プロジェクト みたか」の実施

「ウエルカム ベビー プロジェクト みたか」の概要

少子化・核家族化の進行により、地域のつながりが希薄化する中、身近に子育ての相談相手がいない人や、子どもと触れ合う経験をしないまま、わが子を産み育てている現状があるなど、子育てを取り巻く環境は大きく変わってきています。こうした変化は、子育てに孤独感や育児負担感を抱き、産後うつや、虐待等に至ってしまう家族を増やす結果となり、他の自治体同様、児童相談所における三鷹市民に関する受理件数も、近年増加傾向にあり、市としても妊娠期から子育て期の親を応援するため、その支援体制の整備が急務となっています。



このような状況を踏まえ、三鷹市では、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく支援を継続するため、出産・子育てに関し市が展開するさまざまな事業総体を「ウエルカム ベビー プロジェクト みたか」として位置づけ、市全体でより積極的に情報発信に努めることとしました。

三鷹市では、これまでも乳児家庭を保健師や助産師などの専門職が訪問する「新生児訪問」や、民生・児童委員が地域の身近な相談相手として訪問する「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」など、産前産後の不安な気持ちに寄り添い、心配事の相談に応じる取り組みや、在宅子育て支援としての「親子ひろば」「一時保育」や「利用者支援事業」など、多様な取り組みを実施してきましたが、同プロジェクトのスタートにあわせ、平成28年度からは、国や東京都の補助事業も活用し、すべての妊婦を対象とした「ゆりかご面接」を開始することとし、妊娠期のさらなる支援の充実に取り組みました。

平成28年度の取り組み

平成28年4月から、すべての妊婦を対象に、「ゆりかご面接」事業を開始しました。面接は、プライバシーに配慮した個室で、妊婦の体調にも配慮しながら、市の保健師等専門職と一対一で、30分から1時間程度行われます（希望があれば家族やパートナー等の同席も可能）。

「ゆりかご面接」では、妊婦自身のおなかの赤ちゃんへの関心をより高め、家族の生活習慣の見直しをしたり、妊娠中の過ごし方や、赤ちゃんが産まれてからの生活を想像してもらったりしながら、赤ちゃんを迎えるための準備や、これから起こる生活や心身の変化について、一緒に考えていきます。また、妊婦が抱える不安や悩みについては、面接者が寄り添いながら丁寧に相談に応じていきます。その不安や悩みはさまざまですが、心身の不調や若年等、積極的な支援が必要と判断される妊婦には、保健師が個々の相談者に応じた支援プランを本人と一緒に作成し、医療機関への受診に同行したり、その後も家庭訪問を継続したりするなど、安全で安心した出産・子育てができるよう切れ目のない支援を継続しています。

平成28年度は1,303人の妊婦と「ゆりかご面接」を行いました。面接を終了された方には、三鷹市からの出産・子育てを応援するメッセージを込め、1万円分の「こども商品券」を贈呈

しています。

面接後のアンケートでは、96.7%の方が「面接を受けて、安心して出産を迎えられそうだ。」と回答し、97.7%の人が「今後、困ったときには、総合保健センターに相談したいと思う。」と回答しています。「ゆりかご面接」を通じて妊婦が市と顔の見える関係をつくることは、予防的な観点からも大きな意味があり、安全で安心した出産・子育てにつながることで期待され、本事業実施の大きな成果と言えます。

一方、何らかの支援が必要と判断された妊婦は117人で、うち「ゆりかご面接」を契機に支援につながった妊婦は92人でした。これまでは、自ら支援を申し出ることが難しかったケースですが、本事業により早期支援につなげることができたものと評価しています。

中でも、27人については、児童相談所や子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、問題が深刻化しないよう支援を行いました。リスクの高い妊婦に「困ったときにはSOSを出してもよい」という意識をもってもらうことは、虐待等の予防につながるもので、本事業に期待される大きな成果の一つと言えます。

さらに、平成28年7月には同プロジェクトの一環として、妊娠期から子育て期に参考となる市や各関係機関で行っているサービスや地域情報を有機的に束ね、子育てのワンポイントアドバイスとあわせて掲載した「三鷹市2016子育てガイド」を民間事業者との協働により全額広告費収入で作製しました。「三鷹市2016子育てガイド」は、母子健康手帳発行時や子育て関連施設等で配布するだけでなく、「ゆりかご面接」時にはこれを基に説明や案内をするなど、個々の状況に応じた情報発信に活用しました。その結果、「ゆりかご面接」後のアンケートでは、88.3%の人が「出産・育児サービスについて、知ることができた。」と回答しています。



今後の取り組みについて

総合保健センターは、平成29年4月に開設した元気創造プラザに移転し、同時期に同施設内に子ども発達支援センターが新設されたことを契機として、「子育て世代包括支援センター」機能を担う新たな拠点の一つとして位置づけられました。「子育て世代包括支援センター」では、子ども子育て部門と、母子保健部門が連携・一体となって、子育てを包括的・継続的に支援し、三鷹市でより安心して出産・子育てができる環境を整え、妊婦の不安や産後うつ、虐待へと移行するリスクを下げることがますます求められています。

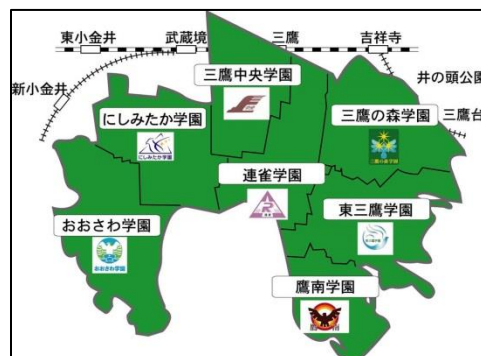
そのため、平成29年度以降についても、引き続き「ゆりかご面接」をはじめとする相談機能を充実させ、スマートフォン等を活用した新たな母子保健モバイルサービス「ゆりかご・スマイル」の導入や、新年度版「子育てガイド」の発行などにより、市のさまざまな子育て支援情報を積極的に発信し、妊婦や子育て世代に届けていくことに努めます。

「ゆりかご面接」で築かれた市民の方との信頼関係が、途切れることなくその後の関係を継続できるよう、関連部署や関係機関と連携し、情報共有しながら妊娠期からの相談をワンストップで行える体制の充実をさらに進めていきます。

2 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育 10 年の取り組み

「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の概要

三鷹市のコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育が平成 18 年度の導入から 10 年を経過しました。この三鷹市が取り組む小・中一貫教育は、既存の小・中学校を存続させたまま、コミュニティ・スクールを基盤として、学校と家庭と地域が当事者として「ともに」手を携え、義務教育 9 年間を通して、子どもたちの「人間力」「社会力」を育てる教育です。



【小・中一貫教育】

系統性・連続性を重視した義務教育 9 年間の指導に責任をもち、学園内の小・中学校間の強固な連携と交流を通して、一体感のある学園としての教育を推進しています。小・中学校の教員が、9 年間一貫した指導を行うために、学園研究会や相互乗り入れ授業を行うなど「小・中一貫カリキュラム」に基づく授業を実施しています。各学校では、自然教室での小・小交流や運動会での小・中交流、学園でのあいさつ運動など、子ども同士の活発な交流をしています。三鷹らしい多様な教育活動や地域人財との協働を通して、教育活動の充実を図っています。

【コミュニティ・スクール】

すべての学校に法的な権限と責任を有する「学校運営協議会」を設置するとともに、小・中一貫教育校としての学園運営を円滑に推進するための協議機関として、学園内のすべての学校運営協議会委員で構成する「コミュニティ・スクール委員会」を設置しています。保護者・地域住民による協議を通じた学校運営への参画、多くの学校支援ボランティアによる教育活動への支援などをはじめ、CS だよりや CS ガイドなどによる広報活動、学校・学園評価による学校運営の改善、学園独自の「学び」のスタンダードによる子どもたちの学習習慣・生活習慣の定着など、さまざまなコミュニティ・スクールとしての取り組みを通して、義務教育 9 年間の児童・生徒の健やかな成長・発達を目指し、学校・家庭・地域がともに手を携えて教育にあたるシステムを構築し、実践しています。



学園評価・検証報告に見られる成果

- 学園研究会等を通して、教員同士の相互理解が促進され、協力し合う姿勢が定着している。小・中学校教員の相互乗り入れ授業も児童・生徒に安心感をもたらし、学習意欲の向上につながっている。また、不登校児童・生徒の出現率も年々減少し、東京都の平均よりも大幅に下回り、安心して通える学校づくりにつながっている。
- 小・中学校間の交流は、生徒に自己有用感を、児童に中学校へのあこがれ、期待をもたせているとともに、思いやりの心など豊かな人間性を育てている。

○コミュニティ・スクールの活動を通して、保護者・地域の学校への理解が進み、教育活動への協力体制が広がっている。保護者、地域住民等による学校支援ボランティアの延べ人数は、平成28年度の実績で、20,350人となっている。地域行事への児童・生徒・教員の参加も年々増えてきている。

このように、保護者や地域の方々と協働して学園の子どもたちの教育を進めています。相互乗り入れ授業や学園での交流活動などについての児童・生徒の評価は高く、小・中の円滑な接続が実現できています。また、コミュニティ・スクールの運営においても、学園と地域の連携、協働は順調に進み、保護者や地域の方々から教育活動への支援を受け、さまざまなふれあいを通して地域の子どものために育っています。そして、それぞれの課題解決に取り組み、より良い学園・地域を目指し、学園ごとに実行プランを策定し、共有するとともに、学校・家庭・地域の各々の役割を果たしながら確実に前進しています。

にしみたか学園開園 10 周年記念事業の実施

平成 28 年 10 月 26 日に、第二中学校の体育館で、にしみたか学園開園 10 周年記念式典を開催しました。

にしみたか学園は、三鷹市初の「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校」として平成 18 年 4 月に開園し、保護者・地域とともに、より良い学園・学校づくりを進めてきました。



第 1 部の記念式典には、第二小学校、井口小学校の 6 年生と第二中学校の 3 年生も参加し、にしみたか学園「10 年そして未来へ」と題して、卒業生や元コミュニティ・スクール委員のインタビューを交えながら、10 年間の軌跡を振り返りました。最後には、現にしみたか学園 3 校の代表児童・生徒が力強く決意を述べました。第 2 部の講演会では、「学校と地域でつくる学校の未来」と題して、日本大学文理学部教育学科の佐藤晴雄教授から、学校と地域連携による学力の向上やにしみたか学園の小・中一貫教育の特色、これからのにしみたか学園に期待することなどについてお話しいただきました。

10 年間の取り組みと成果を振り返るとともに、今後 10 年先を展望し、新たなステージへの発展を目指して考える機会となりました。

これからの三鷹市の教育を考える ～次へのステップ～

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正や「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行により、三鷹市において先行して実施してきた小・中一貫教育やコミュニティ・スクールの制度の仕組みが法律化されました。また、校長のリーダーシップの下、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるチーム学校としての体制の整備が示されています。

三鷹市においては、平成 29 年 3 月の法改正を受けて、「三鷹市公立学校における学校運営協議会に関する規則」を改正するとともに、三鷹市が形作ってきた「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を次のステージへ発展させるために、今後も学校・保護者・地域が一体となった取り組みを推進していきます。

3 認知症ガイドブック（ケアパス）の作成

認知症ガイドブック（ケアパス）の概要

「認知症ケアパス」とは「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」を示すものであるとされています（厚生労働省「認知症施策検討プロジェクトチーム」報告書）。

すなわちこれは、認知症の人を支える取り組みを整理し、認知症の人やご家族、地域住民に対して体系的に紹介すると同時に、それぞれの役割をわかりやすく示し、今後ますます増加すると見込まれる認知症の人を、地域でいかに支えていくかを示すものです。

各地域では、医療、介護、福祉の現場の人やボランティア、地域住民、民生委員等が、さまざまな事業や取り組みを通じて認知症の人の生活を支えています。これら認知症の人を支えるさまざまなサービスについて、認知症の様態に応じた適切な提供の流れを確立することが必要です。各自治体で、人口、高齢化率、介護保険サービス、医療サービス、自治体独自サービス等の社会資源が異なることなどから、認知症ケアパスは自治体・介護保険者ごとに、地域の特徴をベースに作成することとされています。

三鷹市での作成への取り組み

三鷹市の認知症ガイドブック（ケアパス）は、市内の医療・介護関係者、そして杏林大学医学部付属病院・東京都地域拠点型認知症疾患医療センター長の神崎恒一先生にご協力をいただき、完成しました。ガイドブックは、平成28年10月29日開催の認知症啓発イベント「第5回認知症にやさしいまち三鷹」において、三鷹市で最初のガイドブックとして、市民の皆様、関係者の皆様に公開・配布させていただき、その後も市内の医療機関や介護事業所など、さまざまな場所で活用いただいています。

（※三鷹市では「認知症ケアパス」を「認知症ガイドブック」と馴染みやすい名称としています。）

三鷹市の認知症ガイドブック

ガイドブックでは、認知症の人がどのような状態の時に、どのような支援が受けられるのか、知っておきたい相談窓口や地域のサービスなどを紹介しています。

認知症について相談したい場合、認知症に対する医療について知りたい場合、認知症や介護について学びたい場合など、さまざまな場面で必要とする情報を案内しているほか、認知症の人を支える地域資源の紹介、認知症ケア安心マップ等を掲載し、地域の情報を確認できるように工夫しています。



今後も内容の拡充を図りつつ、認知症とともに生きるすべての人たちが安心して暮らし続けられるよう、より使いやすいガイドブックとしてレベルアップを図っていきます。

認知症にやさしいまち三鷹の取り組みと今後の展開

認知症ガイドブックのほかにも、「認知症にやさしいまち三鷹」を目指し、市ではさまざまな取り組みを行っています。

○認知症にやさしいまち三鷹（イベント）

認知症啓発イベント「認知症にやさしいまち三鷹」は、「誰もが「認知症」を身近なこととして感じる」、「ためらわずに医療につながる」、「気軽に周りの人や相談機関に打ち明けられる」をテーマとして毎年開催しています。イベントでは、三鷹市が目指す「認知症にやさしいまち」の具体的な情報・取り組みを発信するほか、専門家による講演や多職種・地域で活動する方たちのお話を、市民の皆様へ直接お伝えしています。

○認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、何か特別なことをする人ではなく、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かい目で見守る「地域の応援者」です。認知症サポーターは、講座で得た知識を友人や家族に伝えたり、認知症になった人やその家族の気持ちを理解するように努めるなど、自分ができる範囲で活動するサポーターです。町会や自治会、商店会や企業など地域の集まりへ養成講座の講師の派遣を行っています。平成28年度からは「みたか認知症キッズサポーター」の養成講座も開始し、小学生を対象にして、高齢者や認知症について知る機会を設けています。認知症サポーター、みたか認知症キッズサポーターの養成者数の累計は、同年度末までであわせて7,364人となりました。



引き続き、認知症サポーター等の福祉人財の養成に努めるとともに、誰もが住みやすいまちづくりの推進を図っていきます。

4 三鷹中央防災公園・元氣創造プラザ開設に向けた取り組み

三鷹中央防災公園・元氣創造プラザ整備事業の概要

三鷹市では、市民の皆様安全に、安心して快適に公共施設をご利用いただくために、公共施設の耐震化や老朽化対策を計画的に進める「都市再生」を、三鷹市基本計画の最重点課題として位置付け、学校、保育園等の教育・子育て支援施設やコミュニティ施設等の建替えや改修を「予防保全」の考え方に立って進めてきました。

そして、平成 29 年 4 月 1 日、「都市再生」の中核的な事業として平成 25 年から整備を進めてきた、三鷹中央防災公園・元氣創造プラザがオープンしました。

三鷹中央防災公園・元氣創造プラザは、災害に強いまちづくりと多様な機能が融合した元氣創造拠点として、「防災対策の促進」「子どもの健やかな育ち」「高齢者・障がい者を含むすべての市民の福祉の向上ならびに健康の保持増進」「生涯学習・スポーツ推進」といったさまざまな機能を集約しています。

具体的には、施設東側の防災公園は一時避難場所としての機能を有し、西側の元氣創造プラザは 1 階に「子ども発達支援センター」、2 階に「総合保健センター」、3 階に「福祉センター」、4 階に「生涯学習センター」、5 階には「総合防災センター」がそれぞれ設置されています。

いずれも、これまで耐震化や老朽化対策として建替え等の課題があった公共施設ですが、分散していた施設を集約することで、「多世代交流」と「多職種連携」及び「センター相互の連携」が図れる「元氣創造拠点」としての機能の充実を図ることができます。

さらに、防災公園の地下部分には「SUBARU総合スポーツセンター」が整備され、アリーナを中心に、プールや武道場、トレーニング室などを配置し、市民の皆様の健康づくりやスポーツ活動の拠点として、健康長寿社会の実現を目指します。

施設の整備や管理運営の検討の過程では、審議会、関係団体や幅広い市民の皆様からのご意見、ご要望を多角的に取り入れ、50 回以上に及ぶ個別の説明会、無作為抽出の市民委員も参加する検討委員会の開催やパブリックコメントの実施など、多様な市民参加を行いながら事業を推進してきました。

平成 28 年度の取り組み

施設の開設にあたっては、都市再生推進本部事務局と三鷹中央防災公園・元氣創造プラザ開設準備室を中心として、庁内関係部署や関係団体等と調整を図りながら、多岐にわたる準備等を計画的に進めました。

平成 28 年度は、6 月議会において、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団（以下「財団」という。）を指定管理者とする議会の議決を受けたほか、財団と連携を図りながら、施設の維持管理業務と総合スポーツセンターの運営業務の事業者をそれぞれプロポーザルで選定して



契約を締結するとともに、市民の多様なニーズに応える多彩で魅力的なプログラムや各種事業の検討、準備を行うなど、市、市民、指定管理者、関係団体、民間事業者との協働による最適な管理運営体制の構築に取り組みました。9月には、施設設置条例施行規則を確定するとともに、教育委員会が所管してきた生涯学習とスポーツに関する施策について、平成29年度から市長部局へ移管できるよう組織条例の一部改正を行いました。また、財団と連携して、備品の調達や施設情報の発信、施設予約の受付、総合スポーツセンターの個人使用カードの受付などの開設準備に順次取り組んだほか、情報通信システム（施設予約等システム、健康・体力相談支援システム、災害情報システム）の導入も完了しました。

さらに、関係各課や関係団体と連携を図りながら、オープンニングセレモニー、開館記念イベント及び落成記念式典で構成する開設記念行事の準備に取り組みました。このほか、施設間の密接な連携と協力を図るための施設運営協議会の準備会を開催するとともに、利用者の意見を施設運営に反映していくための利用者懇談会について、懇談会の設置要綱案や委員の構成等の検討に着手しました。

ネーミングライツの導入

三鷹中央防災公園・元気創造プラザの安定運営の確保と市民サービスの充実を図るため、総合スポーツセンターについて、三鷹市で初めて、施設にふさわしい愛称を付けることができるネーミングライツ（施設命名権）を導入し、協力企業を募集しました。

平成28年11月には、市内に事業所を有する富士重工業株式会社（現：株式会社SUBARU）との間でネーミングライツ・パートナーの基本協定を締結し、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間にわたり、総合スポーツセンターの愛称は「SUBARU総合スポーツセンター」となりました（右写真）。



「SUBARU総合スポーツセンター」
お披露目式（平成29年4月1日）

これからの取り組み

今後、施設整備の段階から、管理運営の段階を迎え、施設を多様な市民の皆様にご利用、ご活用いただく過程で、より安全性を増し、使い勝手が良くなるよう提案をいただきながら、不備な点については可能な限り設備等を改善し、魅力的で有意義な事業を展開していきます。

そして、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの多様な機能が活かされ、市民の皆様にとって心身ともに「元気創造」の拠点となるように、「民学産公の協働」で事業の企画や運営を進め、利用される皆様の満足度や信頼度が高まるように、努力を重ねていきます。

5 特定健康診査と大腸がん検診の同時実施

事業の概要

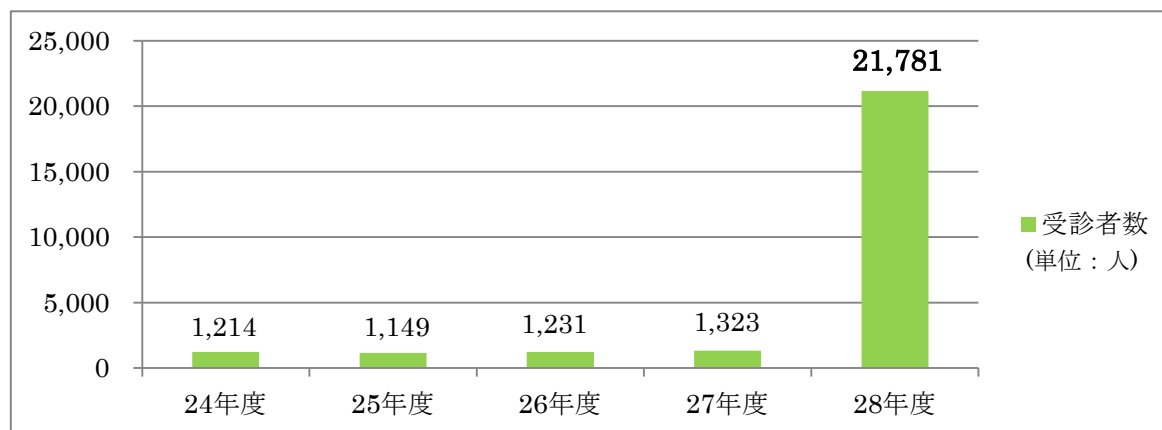
平成 28 年度より、特定健康診査及び後期高齢者健康診査の上乗せ健康診査並びに一般健康診査等において、これまで実施していた便潜血検査 1 回法を 2 回法に見直すことで、健診の一部である便潜血検査を国基準による「大腸がん検診」として位置付け、同時受診できるようにし、より多くの市民が大腸がん検診を受診できるようにしました。実施にあたっては、従来から実施している個別申込制の大腸がん検診との整合を図るため、同時受診の際も受益と負担の適正を図る観点から、受診費用の一部自己負担を導入しました。

事業の成果

大腸がん検診の対象者数について、従来の申込制による大腸がん検診では約 1,200 人でしたが、今回の拡充により、各種健康診査の受診者のすべてが対象となり、平成 28 年度では 28,705 人と大幅に増加しました（特定・後期高齢者健康診査 25,823 人、若年健康診査 1,054 人、一般健康診査等 1,028 人、申込制による検診 800 人）。また、各種健康診査の受診者のうち大腸がん検診を受診された方は、21,228 人で、全体の 75% を超える方に受診していただくことができました。この結果、申込制による受診者 553 人をあわせると、受診者数は 21,781 人となり、これまでの年間約 1,200 人から大幅に増加しました（表 1）。

これにより、従来の申込制による大腸がん検診と同様の精度管理（要精密検査者への勧奨等管理）を行うことができ、大腸がんの早期発見・早期治療につなげることが期待されます。

表 1 大腸がん検診受診者数の推移



今後の展開

今回の大腸がん検診の拡充をはじめ、市が行う各種健康診査・がん検診等については、市と公益社団法人三鷹市医師会で構成する「健康診査等のあり方検討委員会」において、医療分野の専門的意見等を踏まえながら協議を進めてきました。今後も、より効果的な健康診査・検診について協議・検討を進め、検診等のさらなる充実を目指します。

6 「津島家寄託 太宰治資料展Ⅱ～師、友 そして「饗応婦人」～」の開催

事業の概要及び成果

太宰治の遺族（津島家）から寄せられた貴重な資料について、平成27年度に開催した「津島家寄託 太宰治資料展 ～三鷹時代の太宰治が いま、ここに～」に引き続き、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団との協働による資料展を、三鷹市美術ギャラリーで6月11日から7月3日まで開催しました（来場者2,585人）。

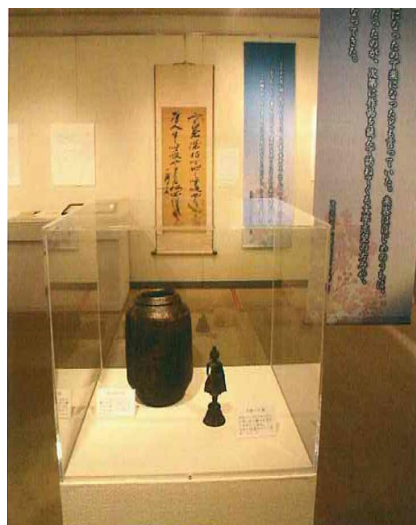
平成28年度は、ご好評いただいた平成27年度の資料展の第二弾として、「津島家寄託 太宰治資料展Ⅱ～師、友そして「饗応婦人」～」と題し、太宰治と文学者との交流をテーマに掲げ、平成27年度未公開の絵画や、太宰治が師と仰いだ井伏鱒二から贈られた備前焼の壺をはじめとする遺愛品のほか、文学者へ認（したた）めた書などをあわせて展示しました。太宰治は執筆活動の傍ら、筆休めに絵筆をとることもあったといい、残された書画からは、太宰治の個性と芸術への造詣の深さをうかがうことができるものとして関心呼びました。

また、本展の関連イベントとして、美術評論家の勅使河原純氏を招いた講演会「太宰治は絵描きだったのか!？」を、三鷹ネットワーク大学にて太宰治文学サロンと三鷹ネットワーク大学との共催により実施し、より高度な専門性を求める来場者のニーズに応える内容の資料展としたほか、開催期間を前回より14日間延長するとともに、開催時期を太宰治の生誕月であり、桜桃忌が営まれる6月にあわせることで「文学のまち三鷹」をアピールする相乗効果を創出しました。

平成27年度、平成28年度の2回にわたる資料展には数多くの観覧者が訪れ、来場者アンケートからは、本展観覧のために全国各地から熱心な太宰ファンが三鷹市を訪れたことが分かりました。三鷹市民をはじめ、市外の太宰ファンにも広く寄託資料を公開し、身近に芸術・文化に触れる機会を提供するとともに、「文学のまち三鷹」を全国に発信しました。

今後の展開

平成30年が太宰治没後70年にあたることから、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団との協働により、特別展示の開催を予定しています。その準備として、平成29年度は、青森県近代文学館、斜陽館（青森県）、日本現代詩歌文学館（岩手県）、佐賀大学美術館等において特別展示に向けた資料等の調査を行います。



7 庁内連携による養育費分担等啓發文書の作成と配布、相談事業での活用

総合教育会議での議論を契機とした庁内連携事業

平成 27 年度から、市長と教育委員会で構成する総合教育会議を開催しており、毎回さまざまなテーマについて議論を深めています。平成 28 年 8 月 5 日の会議では、「子どもの貧困」をテーマに議論を進め、その中で教育委員から、離婚時に子どもの養育費等の協議、合意について啓発すべきとの問題提起がありました。民法第 766 条によれば、父母が協議上の離婚をするときは「養育費の分担」、「面会交流」について定めることやこれらの取り決めをするときは子どもの利益を最も優先しなければならないことが明示されています。しかし、実際には法律の趣旨に基づいた協議や合意は徹底されず、子どもの健やかな成長には依然として厳しい現実があることから、一層の啓発の重要性について意見を交わしました。

参考：民法（明治29年法律第89号）

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

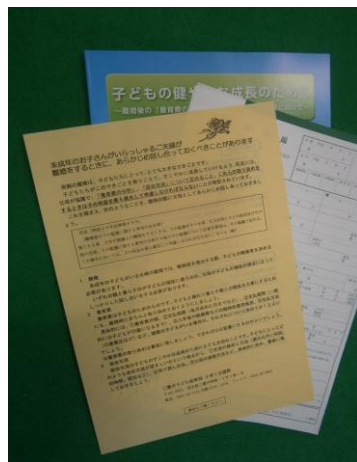
第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2～4（略）

啓發文書を作成し、配布、活用しています

こうした意見を受け、子育て支援課、市民課、相談・情報課が、連携して啓發文書を作成、配布するとともに、相談事業での活用を開始しました。

啓發文書は、平成 28 年 10 月 3 日から離婚届をお渡しする際に、法務省が同年 10 月初めに作成した「子どもの養育に関する合意書作成の手引きと Q&A」を添えて、市民課と三鷹駅前・三鷹台・東部・西部の各市政窓口で手渡し、配布しています（右写真）。また、子育て支援課と相談・情報課では、啓發文書と法務省の手引きを窓口で配布し、相談の際に活用しています。



取り組みによる成果

この取り組みは多くの新聞やテレビ等で紹介され、多摩 26 市の子育て支援課長会や市民課長会でも話題となり、子育て支援課には市内外からの多くの問い合わせや他市議会議員の行政視察の依頼がありました。同様に市民課でも、窓口や市政窓口での啓發文書等を添えた離婚届の配布や郵送の依頼が増加しました。これにより、父母が協議上の離婚をするときには「養育費の分担」や「面会交流」の取り決めをすること、そして、子どもの利益を最も優先しなければならないことなどを広く周知したとともに、離婚届を啓發文書等と一緒に配布することにより、啓発にとどまることなく、具体的な合意書の作成方法等も含めた周知ができました。